

## 山形県医療機能情報提供制度実施要領

### 1 目的

この要領は、医療法（昭和23年7月30日法律第205号、以下「法」という。）第6条の3、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号、以下「規則」という。）第1条の2の2から第1条の4並びに山形県医療法施行細則（昭和41年10月5日山形県規則第73号、以下「県規則」という。）第3条の2の規定に基づき、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の選択を適切に行うために必要な情報（以下「医療機能情報」という。）について、病院等の管理者が保健所長に行う報告、当該病院等における閲覧及び知事が行う公表等の方法を示すことにより、県民が必要とする医療機能情報を容易に入手することができるようにするとともに、その正確性を確保し、県民による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。

### 2 医療機能情報の定例の報告

規則第1条の2の2第1項の規定による「当該都道府県知事が定める方法」は、次のとおりとする。

#### (1) 報告時期

病院等の管理者は、県規則第3条の2第1項の規定に基づき、毎年1月1日現在の医療機能情報を、当該年の1月1日から3月31日までの間に、当該病院等を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に報告するものとする。

#### (2) 報告方法

ア 病院等の管理者は、原則として、厚生労働省が管理運営を行う「医療機関等情報支援システム」（以下「G-MIS」という。）を利用して、医療機能情報を登録することにより、保健所長に報告を行うものとする。

イ 病院等の管理者は、G-MISによる報告を行う環境にない場合、自らが加入する郡市地区医師会又は郡市地区歯科医師会（以下「医師会等」という。）に医療機能情報の登録を依頼し、依頼を受けた医師会等がG-MISに医療機能情報を登録することにより、保健所長に報告するものとする。

なお、イの報告に当たっては、別記様式1に県から別途送付される調査票を添付して行うものとする。

ウ 病院等の管理者は、ア又はイの方法による報告を行うことができない場合、保健所長に医療機能情報の登録を依頼し、依頼を受けた保健所長がG-MISに医療機能情報を登録することにより報告するものとする。

なお、ウの報告に当たっては、別記様式2に県から別途送付される調査票を添付して行うものとする。

### 3 医療機能情報の変更の報告

規則第1条の2の3第2項の規定による「当該都道府県知事が定める方法」は、次のとおりとする。

#### (1) 報告時期

##### ア 基本情報の変更

病院等の管理者は、2により定例の報告を行った医療機能情報のうち規則別表第1第1の項第1号に掲げる基本情報に変更が生じた場合、速やかに保健所長に変更の報告を行うものとする。

##### イ 基本情報以外の変更

病院等の管理者は、基本情報以外の事項に変更が生じた場合、2の(1)の報告時

期を待たず、保健所長に変更の報告を行うことができる。

(2) 報告方法

病院等の管理者は、2の(2)の方法に準じて保健所長に変更の報告を行うものとする。

4 病院等が開設及び休止等された場合の報告

(1) 病院等が開設された場合

ア 病院等の管理者は、病院等が新たに開設された場合、開設時の医療機能情報を2の(2)のア又はウの方法に準じて、速やかに保健所長に報告を行うものとする。このとき、報告事項中、前年度の実績に係る事項については報告を要しない。

イ 病院等の管理者は、病院等の開設者の変更等により病院等が開設されることとなる場合であって、当該病院等の医療機能情報に軽微な変更がある場合、当該変更部分についてのみ、2の(2)のア又はウの方法に準じて速やかに保健所長に報告を行うものとする。

(2) 病院等が休止された場合

ア 病院等が休止された場合、当該病院等の管理者からの3の変更の報告は不要とする。

イ 保健所長は、法第8条の2第2項の規定に基づき、病院等の開設者から休止の届出がなされた場合、原則として、当該医療機関の医療機能情報の公開を停止するものとする。

(3) 病院等が再開された場合

病院等の管理者は、休止されていた病院等が再開された場合、速やかに再開時の医療機能情報を2の(2)のア又はウの方法に準じて、保健所長に報告を行うものとする。

(4) 病院等が廃止された場合

ア 病院等が廃止された場合、病院等の管理者からの3の変更の報告は不要とする。

イ 保健所長は、法第9条第1項の規定に基づき病院等の開設者から廃止の届出がなされた場合、廃止前に当該病院等から報告された医療機能情報を削除するものとする。

5 医療機能情報の開示及び公表

(1) 病院等の管理者は、規則第1条の3の規定に基づき、保健所長に報告した医療機能情報を当該病院等内において閲覧に供するものとする。

(2) 知事は、規則第1条の4の規定に基づき、2及び3により病院等の管理者から保健所長に報告された医療機能情報を、厚生労働省が提供する全国統一的な情報提供システムにより公表するものとする。

なお、インターネットを利用できる環境にない県民から問い合わせ等があった場合、医療機能情報を紙媒体で交付する等の配慮を行うものとする。

6 病院等の開設者又は管理者に対する指導等

(1) 保健所長は、病院等の管理者が報告を行わない場合、又は報告された医療機能情報に誤りがあった場合、当該病院等の開設者又は管理者に対し、適切な報告を行うよう指導するものとする。

(2) 保健所長は、当該病院等の開設者又は管理者が(1)の指導に従わない場合、又は故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合、法第6条の3第8項に基づき、病院等の開設者に対し、管理者をして報告又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができるものとする。

(3) 保健所長は、病院等の管理者から報告を受けた医療機能情報が正確でない場合には、必要に応じ当該情報の公開を停止することができるものとする。

附則

この要領は平成 20 年 10 月 14 日から施行する。

附則

この要領は平成 21 年 10 月 23 日から施行する。

附則

この要領は平成 22 年 10 月 22 日から施行する。

附則

この要領は平成 23 年 10 月 24 日から施行する。

附則

この要領は平成 24 年 10 月 30 日から施行する。

附則

この要領は平成 25 年 10 月 24 日から施行する。

附則

この要領は平成 27 年 10 月 6 日から施行する。

附則

この要領は平成 28 年 10 月 21 日から施行する。

附則

この要領は平成 29 年 10 月 26 日から施行する。

附則

この要領は令和 2 年 10 月 28 日から施行する。

附則

この要領は令和 6 年 1 月 5 日から施行する。

附則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。